

第 8 3 号議案

茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則

茨城県教育庁組織規則（昭和46年茨城県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項の表総務課の項中「人権・同和教育室」を「人権教育室」に改める。

別表第 1 総務課の項中

「（人権・同和教育室）

31 同和教育対策事業に関すること（他課の所管（補助金を除く。）に係るものを除く。）。」を

「（人権教育室）

31 人権教育に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。」に改める。

付 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

平成20年 3 月19日提出

茨城県教育委員会委員長 和田 洋子

（提案理由）

同和教育のための特別対策事業が終了することに伴い、教育庁総務課内の人権・同和教育室の名称及び分掌事務の変更を行う必要が生じたことから、茨城県教育庁組織規則について所要の改正をしようとするものである。

茨城県教育庁組織規則新旧対照表

新	旧												
<p>第1条 ~ 第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に、右欄に掲げる室(以下「課内室」という。)を置く。</p> <table border="1" data-bbox="266 592 1050 758"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>人権教育室</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>高校教育改革推進室</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6条 ~ 第25条 (略)</p> <p>別表第1 本庁の課(室を含む。)の分掌事務(第6条)</p> <p>総務課1~30 (略)</p> <p>(<u>人権教育室</u>)</p> <p>31 <u>人権教育</u>に関すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>企画広報室 ~ 文化課 (略)</p> <p>別表第2 (略)</p> <p>別表第3 (略)</p>	課	室	総務課	人権教育室	高校教育課	高校教育改革推進室	<p>第1条 ~ 第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に、右欄に掲げる室(以下「課内室」という。)を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1133 592 1917 758"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>人権・同和教育室</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>高校教育改革推進室</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6条 ~ 第25条 (略)</p> <p>別表第1 本庁の課(室を含む。)の分掌事務(第6条)</p> <p>総務課1~30 (略)</p> <p>(<u>人権・同和教育室</u>)</p> <p>31 <u>同和教育対策事業</u>に関すること(他課の所管(<u>補助金を除く。</u>)に係るものを除く。)</p> <p>企画広報室 ~ 文化課 (略)</p> <p>別表第2 (略)</p> <p>別表第3 (略)</p>	課	室	総務課	人権・同和教育室	高校教育課	高校教育改革推進室
課	室												
総務課	人権教育室												
高校教育課	高校教育改革推進室												
課	室												
総務課	人権・同和教育室												
高校教育課	高校教育改革推進室												